

商店街コラボ創出事業
空き店舗等を活用した
スタートアップ拠点設置実証事業補助金

商店街とスタートアップ
シン・コラボを創出！

本事業は、商店街に新たな事業所を開設するスタートアップ等に対して、事業所の賃借料や開設費の一部を補助することで、スタートアップ等の商店街への入居を促進し、スタートアップ等と商店街の連携による商店街及び地域の活性化の可能性を検証するものです。

補助率

2/3

補助上限額

400万円

補助対象者

スタートアップ

(ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持つ創業10年目以内の個人又は法人の事業者であって、短期間で急成長を目指すもの)等

※ ソーシャルビジネス事業者でスタートアップに相当する将来性があると本市が認める個人事業者や法人等も、対象となる場合があります。

※ 詳細はホームページ・要綱で御確認ください。

補助対象事業

市内の商店街での新たな事業所の開設

※ 開設する事業所は、原則2年間維持することが必要。

※ 商店会会員となり、商店会活動へ参画することが必要。

補助対象経費

・賃料(事業所の賃貸借契約書に基づく賃料)

・事業所整備費(賃借する事業所の設備等の整備に係る費用)

補助対象の
事業期間

原則、令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※ただし、令和7年4月より前に着手するものでも、実施完了が令和7年4月以降になるものであれば対象となる場合があります。

受付期間

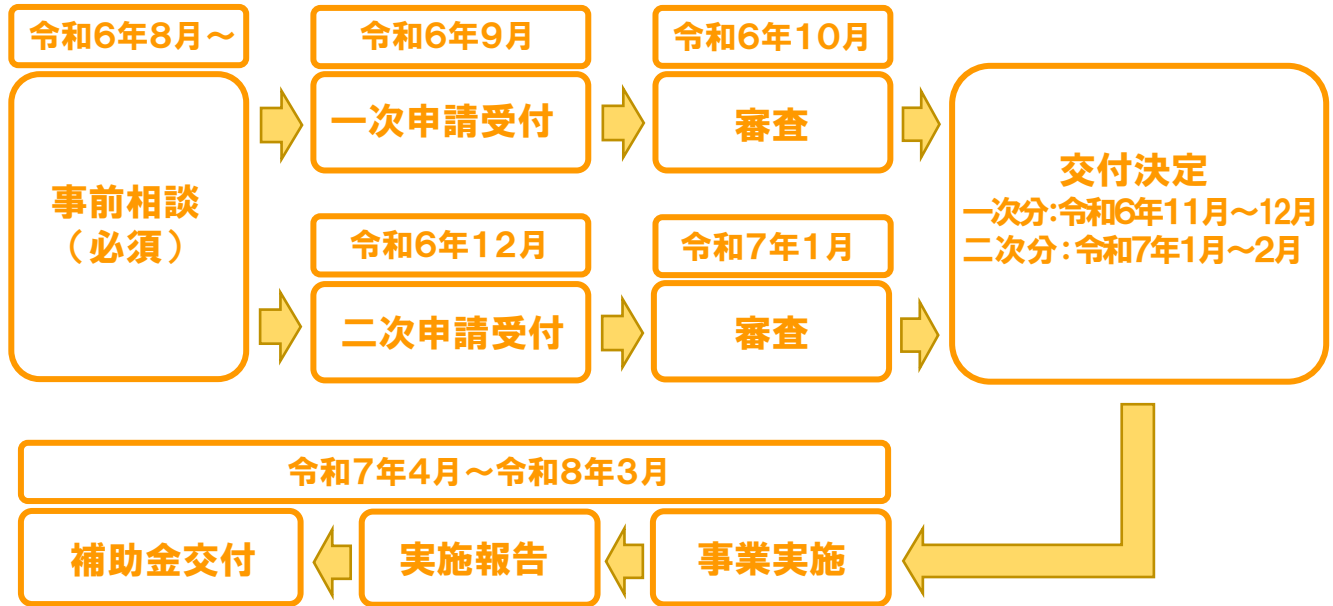
一次：令和6年 9月2日(月)～令和6年 9月30日(月)

二次：令和6年 12月2日(月)～令和6年 12月27日(金)

※当日消印有効

※申請される前に裏面「問合せ先」に御相談ください。

補助金交付のスケジュール



審査基準
※右記で総合的に判断します

- ・商店街への貢献の具体性、実現性
- ・展開するビジネスの市場性、将来性
- ・入居及び商店会活動への参画による商店街・地域へもたらす変化や意義

採択について

- 申請内容をもとに、外部からの専門家を交えて審査のうえ、採択者を決定（先着順ではありません）
- ・交付(採択)通知時期:(一次)令和6年11月～12月頃（二次)令和7年1月～2月頃
 - ・採択予定件数:2件程度

申請方法

郵送 又は **E-mail**

<郵送先> ※提出書類は、鉛筆や消せるボールペン等、消せる筆記具での記載は不可
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業振興担当 宛

<E-mail> shogyo@city.kyoto.lg.jp 宛
※申請書類一式を電子化のうえ、メールに添付して御申請ください。
※送信後、必ず電話で到着の確認をお願いいたします。

申請書等

申請書、開業届又は法人登記、損益計画書等をご提出いただきます。
様式はホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000330405.html>

申請書



お問合せ先

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室(商業振興担当)
TEL:075-222-3340 E-mail:shogyo@city.kyoto.lg.jp
8:45～17:30(土日祝日及び年末年始除く)

※必ず、京都市情報館にて本補助金の要綱等を御確認ください。